

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成二十八年六月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十七年十二月二十二日奈良県指令郡土第四一―三七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年五月二十四日郡土第五六〇号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十八年五月二十四日郡土第一七八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市櫛本町二四六〇番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市川原城町六〇五番地

天理市長 並河健

五 公共施設の種類、位置及び区域

下水道 天理市櫛本町二四六〇番一の一部